

令和3年12月23日

訪問介護における通院等乗降介助に係る取扱いについて

これまで本市では平成30年度の介護サービス事業者集団指導などにおいて、国等の扱いを踏まえ、訪問介護における通院等乗降介助の適切な運用について考え方を示してきたところです。

本年度より国において通院等乗降介助の見直しが行われ、目的地が複数ある場合であっても居宅が始点または終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に算定可能とする取扱いとなったところです。（※ただし、通所系サービス・短期入所系サービスについては、減算や利用者に対して送迎を行う場合の算定できない場合あり。）

この度、通院等乗降介助に関し、お問い合わせが多く寄せられた内容について、国へ疑義照会を実施しましたので、これらを踏まえ、日々の業務において適切な運用を行ってください。

Q1. 「通院等乗降介助」について「通院等」の中に金融機関への預貯金の引き下ろしを目的とする場合も利用可能であるのかどうか、根拠も含めて確認したい。

A1. 通院等の「等」については、国より別段、通知を出しているものではないが、他の保険者が様々な形でQ&Aとして掲載されているものとおおり、主なものとしては、通院や施設への移動、官公署への手続きや選挙を行うための移動に関することを想定しているところであり、以外のもので挙げて「身体介護中心型」としての外出介助と同じものである。（老企画第36号第2の2（7））

「外出介助」の扱いとして、「金融機関への預貯金の引き下ろし」のための「同行」の考え方については、日常生活のために経常的に本人が手続きを行う必要のあるものに限って、認めて差し支えないものとして解される。

しかしながら、自身で行うことが可能であるにもかかわらず、通院等乗降介助をタクシー代わりに安易に利用することを許容しているものではない。また、事前の整理において、家族の協力や他の制度等の活用など様々な手法を模索する中で通院等乗降介助を利用するしか術はないといったことの記録等が必要である。

（また、趣味とか経常的に必要でない私的な目的は外出介助とは言えない。）

Q 2. 「通院等乗降介助」について、老企画第36号第2の2(7)④にもあるが、利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものであるとなっているが、「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の違いは何か。

A 2. 「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」がそれぞれ外出介助の目的で利用が可能となっていることから、この2つの違いについては「通院等乗降介助」は介助員等が自ら運転をするものと「身体介護中心型」は以外のものであった違いや、「身体介護中心型」は重度の方（要介護4とか要介護5）の通院等を想定した制度の立て付けとして（外出介助前後の準備等により相当の時間を要するといったことを想定。）

「通院等乗降介助」及び「身体介護中心型」のいずれにしても、計画等により、サービスの必要性をしっかりと整理した上で利用という形をとっていただかなければならない。

参考：

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・ 平成30年度介護サービス事業者等集団指導について
資料6-1 平成30年度実地指導における指導事項について
（P6 通院等乗降介助について）

（担当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係
電話 25-6485